

最低賃金水準額について

流山市上下水道局が、「流山市上下水道局発注契約に係る労働環境確認に関する要綱」第6条に基づき定める額は、以下のとおりとする。

1 工事請負契約

工事請負契約については、農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する「公共工事設計労務単価」（千葉県）の8割の金額を最低賃金水準額とする。

【対象となる職種】

1	特殊作業員	18	鉄骨工	35	潜水連絡員
2	普通作業員	19	タイル工	36	潜水送気員
3	軽作業員	20	トンネル特殊工	37	山林砂防工
4	とび工	21	トンネル作業員	38	軌道工
5	石工	22	トンネル世話役	39	防水工
6	造園工	23	塗装工	40	板金工
7	ブロック工	24	はつり工	41	サッシ工
8	電工	25	さく岩工	42	ガラス工
9	鉄筋工	26	配管工	43	内装工
10	溶接工	27	潜かん工	44	ダクト工
11	運転手(特殊)	28	潜かん世話役	45	保温工
12	運転手(一般)	29	橋りょう特殊工	46	設備機械工
13	土木一般世話役	30	橋りょう塗装工	47	建具工
14	法面工	31	橋りょう世話役	48	交通誘導員A
15	型わく工	32	高級船員	49	交通誘導員B
16	大工	33	普通船員		
17	左官	34	潜水土		

2 委託契約

千葉県最低賃金を最低賃金水準額とする。